

～「担い手確保」への取り組み～

持続可能な建設業を目指し、「地域の守り手」の役割を果たす！

山梨県塗装協同組合（高野芳太朗理事長／組合員10名）は、昨年6月に公布され12月に一部施行が始まった「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（以下、改正法）」について、法改正の目的や改正内容、改正法に対応するための取り組みについて学ぶ研修会を開催した。

今回の法改正の大きな目的は建設業における「担い手の確保」で、他産業と比べ賃金が低い状態に加え就業時間も長い同業界では担い手の確保に課題を抱えている。一方で建設業が地域の災害対策やインフラ整備等に大きく貢献しており、今後も「地域の守り手」としての役割を担えるよう時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要があるため法改正は行われた。

改正内容は「労働者の処遇改善」「資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止」「働き方改革と生産性向上」の3つに分類され、従業員の賃金を引き上げるための標準労務費の勧告や受注者にも原価割れ契約の禁止を導入、資材高騰分の転嫁を促すため注文者への請負代金に影響を及ぼすリスク情報の提供や契

約書に請負代金を変更する際の変更方法を明確化、さらに長時間労働の抑制やICTを活用した生産性向上を目的とした工期ダンピング対策の強化や現場技術者に係る専任義務の合理化などが具体的な内容となる。講師を務めた中小企業診断士・社会保険労務士の鈴木信貴氏からは「今後は標準労務費の確認や見積等への反映、資材高騰時のリスク情報提供フローの構築と請負代金変更時の算定方法の取り決め、またICTへの対応が必要となる」と、組合員が今後取り組むべき内容について説明があった。

研修を終え、高野理事長は「今回の法改正は建設業の転換点となり得る内容と感じている。組合員それぞれが改正内容に適応しながら自社の進むべき方向性を検討し、組合員全員で持続可能な事業者として今後も事業を発展させていきたい」と研修会の意義を述べた。



担当：仲澤

